

近代天皇制と琉球処分

上間 創一郎

1. 序

戦後わが国アカデミズムにおいて、数多く提出されてきた所謂「天皇制」(imperial regime)に関する諸研究は、敗戦後の国民的反省意識の中で産出された思想的・学問的所産であったといえる。日本政治思想史研究者で、戦後わが国民主主義思想の学問的展開において、指導的役割を果たした丸山眞男は、「超国家主義の論理と心理」(1946)という論文において、戦前の天皇制ファシズム体制を「無責任の体系」という言辞で表現し、学界、文壇のみならず、広く戦後日本人に思想的影響を与えた¹⁾。今次大戦の結末が日清・日露の戦役にはじまる帝国主義政策(imperialism)という近代日本における国家理念の一大カタストロフィであり、したがって、このような歴史的・国家的破綻と再生を経た戦後わが国のアカデミズムにおいて、明治維新から敗戦に至る国家運営の絶対的理念を成した「天皇制」が批判的再検討を要請されたことは、謂わば蓋然的な帰結であったといえよう。

安良城盛昭によると、「天皇制」という概念、及び、用語の成立・出現は、コミンテルンの指導下にあった日本共産党が1932年に発表した所謂「32年テーゼ(綱領)」において、当時の日本の支配体制・権力機構を批判的に解明・把握するためのキー概念として、はじめて定立されたものであった。つまり、一義的には、近代マルクス主義的な造語であり、根源的な体制批判を意味したこの用語は、現代では、多義的に用いられており、

一般的にいえば、戦前は、大日本帝国憲法に由来する「絶対主義的天皇制」であり、翻って、戦後は、日本国憲法下の国民主権に基づく「象徴天皇制」となった。つまり、日本国家における唯一最高の「君主」(monarch)としての天皇の地位が国民の総意に信託される「象徴」(symbol)に変わったという史的理解が自明であり、畢竟するに、戦後現代わが国において、天皇制は、歴史的・概念的に一定の止揚を見たものといえる。

以上のような理解を踏まえ、本論における問題関心は、明治期に至るまで、長く日本本土とは別個の政治体として存立し続けてきた「沖縄」と「天皇制」との関係性にある。筆者は、拙稿(2007a)において、近代沖縄における指導的知識人が確立した「沖縄学」という学問思想がその啓蒙主義的な性格により、「皇民化政策」という国家目的の遂行に大きな役割を果たしたことを指摘しつつ、近代沖縄人が島嶼性・離島性に起因する後進性から脱却し、日本本土へと「同化」しようとした強烈な国家主義と近代主義が天皇主義へと飛躍していったことを示唆した。当知見から本論への深化展開は、明治政府の植民地拡大政策に基づく同化政策の過程において、皇民化政策の推進を極限的な形で体験した近代沖縄史の視座から日本帝国主義の絶対的理念を成した「天皇制イデオロギー」の史的意味を捉え返す試みである。

日本国家を相対化する歴史学的論理は、差し当たり、「近代²⁾」(the modern era)へ遡及して、沖縄の史的特質を探求し、現代に立ち返るのが有効な方法と考える。そこで、一義的に生起する考

察課題が近代沖縄史の原点を成す明治初期の所謂「琉球処分」に関する議論である。ここで、予め本論の内容を大掴みに述べておくと、第一に、「台湾事件」という軍事・外交的事件の概観を通して、沖縄が天皇制国家の傘下に包摂される契機となった「琉球処分」について考察する。これを踏まえ、琉球処分を経た明治期沖縄における二、三の思想的事件を取り上げ、近代沖縄人の天皇制イデオロギーの受容と発現について考察する。つまり、明治政府による琉球処分とは、近代沖縄にとって、どのような意味を持つのか。また、琉球処分を経た沖縄の思想史的特質の中で、「天皇制イデオロギー」は、近代沖縄人にどのように受容され、発現されていったのか。このような近代思想史的命題の省察が本論考の問題意識であり、かつ、目的である。

2. 天皇制国家への包摂—台湾事件と琉球処分—

2-1. 台湾事件の政治的背景

明治政府は、1872年（明治五年）、それ以前に「自治王国³⁾」を形成していた琉球に対して、勅令で「琉球藩」を設置、さらに、1879年（明治十二年）には、廃藩置県を断行して、「沖縄県」を設置した。明治政府による強権行使と武力的威圧の下、琉球が一方的に処分され、近代日本の国民国家に回収されたこの一連の政治過程を「琉球処分」という。このような明治政府による琉球を巡る政治的措置を考える上で、差し当たり、注目を要する歴史事象が1871年（明治四年）に発生した所謂「台湾事件」である。台湾事件は、明治維新を経た近代日本国家が外国に対して、はじめて執行した組織的暴力であり、近代日本における帝国主義政策の嚆矢的实践であったといえる⁴⁾。本章では以下、主として、ジョージ・H・カー（George H. Kerr）の解説に依拠しつつ、当該事件を巡る史的展開とその史的意味について考察したい。

1871年（明治四年）末、宮古島から那覇への献税を運搬する一隻の上国船が暴風雨のために難破し、南台湾の海岸に漂着、原住民の牡丹社生蕃に襲撃・掠奪された上、水夫や乗客六十九名中、五十四名が殺害されるという惨事（「宮古島民遭難事件」）が発生した。その報復措置として、1874年（明治七年）に外務卿・副島種臣の計画立案と陸軍中将・西郷従道の総指揮下に日本が行った「台湾出兵」（征台の役）とその撤退・終結に至るまでの一連の軍事的外交過程を「台湾事件」という。台湾事件に関する具体的な軍事行動の態様、あるいは、事件の処理を巡る日清間の外交交渉の問題等は、本論の関心主題から外れるため、細論を一応差し置くとし、本節では、以下に事件発生以前の日本国内外における政治的諸背景について確認したい。

台湾事件の発生以前、明治政府内部は、対朝鮮政策を巡って、激しい政争状況にあった。所謂「征韓論（朝鮮征服論）」紛争である。日本が1868年（明治元年）の徳川幕藩体制からの王政復古と明治維新の実現により宣言した新政府発足に対し、朝鮮政府がその承認を拒絶したことは、討幕運動の立役者であり、維新の指導者たる自尊心の高い旧西南藩藩出身の武士たちにとって、座視し得ない由々しき事態であり、朝鮮に対し、懲罰の意味で派兵を行おうと主張する西郷隆盛・板垣退助・副島種臣等の対朝鮮強硬論が昂揚した⁵⁾。一方、日本はいまだ大規模な戦争を起こす危険を冒せるほどの強国ではなく、第一に、自国内の行財政に秩序と実力を形成すべきとして、内治優先を唱える岩倉具視・大久保利通・伊藤博文・木戸孝允等の反対論が上がった。当時の極東情勢の大局を鑑みると、北方からロシアが朝鮮へと侵略の触手を伸ばしつつあったため、朝鮮への武力行使は、ロシアとの干戈へと発展する危険性があっただけでなく、中国の朝鮮への軍事的左袒を惹起する危険性もあった。このように、朝鮮政策の危機に明治政府の関心と議論が集中していた情況下、台湾で起きた宮古島民の遭難事件は、困難なアジ

ア政策における一つの打開策として、また、征韓論に代わる対外武力行使・国威宣揚のオルタナティブとして、急展開的に明治政府指導者たちの関心を向けられるとともに、いきおい、明治政府の琉球への直接干渉・直接介入の口実として利用され、後に日本が琉球の統治権を獲得・確立する上での端緒となったのである。この点について、カーは、次のように述べている。「中国が1871年に宮古の漁夫の蒙った被害を償わなかったことは、海外における武力の必要性を唱えていた士族たちに待望の口実を与え、同時に、帝国の国境確立を期していた政府の指導者たちの関心を引くに至った。」このようなカーの見解を踏まえつつ、次節以下、「琉球処分」との脈絡から台湾事件の史的意味について掘り下げていきたい。

2-2. 大久保利通の沖縄政策

本節では、琉球処分との関連から、台湾事件の事後処理を巡る大久保利通の沖縄政策を概観したい。前節に見たように、明治政府では、1871年(明治四年)に発生した「宮古島民遭難事件」という偶発的な事件を誘因として、「征韓論」に代わる「征台論」が勃興し、これによって、清国に対する外交的主導権を確立するとともに、琉球の帰属問題に終止符を打とうとする対外戦略が生起した。かくて、1874(明治七年)に台湾出兵は断行され、成功裡に終えた翌1875年(明治八年)、内務卿(内務大臣)大久保利通は、台湾事件の処理に関係して、池城安規・与那原良傑を長官とする琉球官吏使節一行を東京に召喚した⁶⁾。

使節との会合において、大久保は、台湾事件の問題局面を詳細に説明するとともに、国際情勢の急変とそれに伴う国政再組織化の必要性までを説き及び、琉球の国内行政刷新のため、要略次の五項目から成る特別要求を呈示した。「第一に、琉球藩王自ら謝恩のため上京すること。第二に、琉球管内一般、明治の年号を奉じ、年中の儀礼等、東京の布告の通りに遵法すること。第三に、刑法は司法省の評定通り施行すること。したがって、

刑法研究のため、担当官吏三名が上京し、指導を受けること。第四に、政府からの連絡を円滑にするため、内務省から官吏を派遣すること。第五に、新日本の時代風潮に熟達するため、少壮の琉球青年十名程を上京・留学させること。」要するに、以上五箇条の呈示によって、大久保は、琉球も新時代に対応するには、因襲的諸制度を近代化する必要があることを強調しつつ、琉球の行政は、必要に応じて日本の新制度に順応するよう、「丁寧にはあるが、強制的に命令」したのである。その上で、事件の被害者には救済米を支給すること、及び、琉球に諸島間の近代式郵便船を下賜すること等を確約して申し渡すとともに、琉球国民の保護を名目として、「日本軍隊の沖縄駐留」を承認することを強く要求した。

これに対し、琉球使節側は、「琉球は、遠方の一貧乏国に過ぎないため、これを守るのに軍備は必要とせず、逆に軍備することにより、列強諸国の注目を浴び、外国諸勢力の武力行使を招引する危険性が高まる。」、「近代式船舶の下賜に関しては、琉球王庁の財政難ゆえ、その維持費捻出は不可能である。」、「宮古の事件被害者に対しては、琉球王庁当局が既に補償した。」等として、大久保のオファーを忌避した。薩摩閥で固められた明治藩閥政府、及び、その最高指導者たる大久保利通にとって、三百年來の薩摩の属国たる琉球の、隷従に慣らされたはずの琉球人が、政府の「寛仁なる」、「恩情溢れる」申し出に対し、上述のように明確な反駁を示したことは、絶えて是認し得ないことであった。このような経緯から態度を硬化させた大久保、及び、明治政府は、いよいよより強圧的な態度に出、「琉球は熊本第六師団によって編成された守備軍を承認すること」を一方的に決定付ける最後通告を行う仕儀となったのである⁷⁾。

カーによると、以上あらまし見たような大久保利通の台湾事件の処理と琉球問題を巡る政策手段は、明治政府の寛容な態度を示すことによって、琉球人に日本に対する恩義の観念を植え付けよう

としたものであり、伝統的に外交的な礼儀作法に対して、非常に敏感な「守礼之邦」の民たる琉球人の心的な急所点を刺激するものであった。とまれ、ここで大久保利通のマキャヴェリズムとともに留意しておくべきことは、「日本が設定した国境内に琉球を引き入れる努力をした日本の最大の動機は、琉球に日本の守備軍を駐留させることであった。」とするカーの指摘である。つまり、明治政府が沖縄をその版図に組み入れたのは、「日本軍の沖縄駐留」という「軍事的」要請が最大の動機であったということである。このような動機から、明治政府は、琉球が日本の版図にあることを国内外に宣明する必要がある、それに格好の機会と口実を与えたのが台湾事件であり、これが布石となって琉球処分への強行へと展開していった。いい換えるなら、「琉球処分は、征台の役跡始末として強行された」（遠山茂樹）のである⁸⁾。

2-3. 台湾事件と琉球処分

前々節に示唆したように、台湾事件と琉球処分を巡る重要な政治的問題は、明治新国家の諸列強に対する軍事的な「国境防備」の問題であった。田中彰は、明治維新、ひいては、近代日本史の中に、「琉球処分」を位置付ける上での不可避的な問題として、近代日本形成期における「国境意識の曖昧さ」を指摘している。つまり、それは、日本が四面海に囲まれ、自然的条件が自ずから国境を成しているために、国境線を巡る国家的トラブルという歴史的経験に乏しいということと関連しており、このようなアモルフラスな海辺防備の問題に、琉球問題の場合は、清国の中華世界を背景とする「冊封体制⁹⁾」という特殊情勢が絡んでいたために、より複雑、かつ、曖昧になったということである。この点について、カーは、概ね次のように指摘している。「日本の防備地域として、かくも危険な地点（沖縄—筆者註。以下断りがない限り同じ。）を薩摩の手に委ねて、間接的な統治方法を行っていたのでは、冒険を冒しているのと同様であった¹⁰⁾。（中略）したがって、（琉球に

おける）廃藩置県は、薩摩から琉球を離脱させ、南方の国境を安全化するために、東京に直属せしめたものであった。台湾事件は、東京（明治政府）に琉球諸島の統治権に対する中国との紛争を落着させ、同時に、首里（琉球王府）の日本に対する行政上の調整の機会を与えた。」つまり、明治政府にとって、琉球は、国境防備の前哨線として、地理的に必要とされ、かつ、帝国主義政策・対外膨張政策のステップ基地として、軍事目的的に利用されたということである。そこで、本節では、「台湾事件」を近代天皇制下における軍隊、所謂「皇軍」によるはじめての対外派兵として、その軍事的意味を「琉球処分」との関わりにおいて概括したい。

皇軍のはじめての対外派兵となった台湾出兵は、明治天皇の名において遂行され、発足間もない明治天皇制国家の対外的勝利を意味した。つまり、台湾出兵は、天皇を中心とする明治維新政府の帝国主義・侵略主義に基付いたものであった。先述の通り、台湾事件の発端は、1871年（明治四年）、宮古島の上国船が台湾南部に漂着し、原住民に五十四名が殺害された事件である。この事件は、一つの遭難事件に過ぎなかったが、明治政府の帝国主義政策・対外膨張政策によって、政略的に利用されていった。つまり、この事件は、琉球の処遇に苦慮していた明治政府にとって好機と捉えられ、1874（明治七年）の西郷従道による台湾出兵の敢行へと至ったのである。これが明治新国家のはじめての対外派兵となるとともに、清国との外交交渉を得て、琉球への日本政府の支配権を決定付ける「琉球処分」を遂行させる動因となっていった。

以上のように、明治初期の征韓論から台湾事件、琉球処分へと連なる史的展開を跡付けると、明治政府による琉球処分の第一義的な目的は、南門の守備、あるいは、領土拡大の拠点としての軍事上の位置を固めることであったと概括し得る。つまり、明治政府は、琉球処分による沖縄の併呑によって、アジア諸国進出への地理的・軍事的な足場を確保したのである。かくて、明治政府は、台湾、

朝鮮、中国、東南アジアへの植民地拡大という領土的野心と軍事的要請から、沖縄を人的・物的な供給基地とすべく、沖縄人を忠良なる「帝国臣民」に染め上げる「皇民化政策」の徹底へと取り組んでいくのである。

3. 天皇制イデオロギーの受容－王政統治との相関－

3-1. 天皇と琉球国王

明治行政改革において、諸制度を旧慣のままに温存・放置しながら、「皇民化教育」の徹底にのみ意を注いだ明治政府の沖縄政策が極めて偏頗的なものであり、それが近現代日本/沖縄の位相における諸種の社会的・精神的歪みの要因となっていたことは先に指摘したが（拙稿 2007a）、そのような時代情況において、新たな絶対的支配者として、皇民化政策を通じて現前化した「天皇」と、旧時代の絶対的支配者である「琉球国王」に対する意識が近代沖縄人の思想において、どのように揚棄されていったのか、ということは、近代沖縄における天皇制イデオロギーの受容を考える上で、不可避的な論点である。

近代日本において、天皇と沖縄人が直接的・政治的に関係を持つようになったのは、1872年（明治五年）のことである。同年、明治新政府の樹立を祝賀する維新慶賀使として上京した琉球王府の高官・宜湾朝保、伊江朝直、喜屋武朝扶等が皇居に参内して明治天皇に謁見し、明治政府が琉球を日本国の一藩とし、国王尚泰を「琉球藩王」に封ずる、とする天皇の詔勅「冊封の詔」を拝承したのが発端であった。以後、天皇制国家秩序の中に沖縄は組み込まれていったのである。比嘉春潮によると、この明治天皇による尚泰に対する叙位は、琉球王府にとって、「従来、島津氏の手にあった王の継嗣承認が政府の直属となって、天皇からの冊封の形で行われた。」という認識で捉えられた。つまり、明治維新に伴う王政復古、つまり、天皇親政の復活は、琉球人にとって、約三百

年に渡る島津支配の桎梏から解放されることとして、期待感をもって積極的に受け止められたのである。

宮城栄昌は、沖縄民衆と琉球国王との関係性について、さらに、沖縄民衆にとっての「天皇」と「琉球国王」との相違性について考察している。その中で宮城は、日本政府の「政策的な強制にも関わらず、沖縄の民衆は、遂に天皇（制）とは無縁であったことを歴史は明確にしている。」と述べ、沖縄の民衆はもとより、王政における支配者層にとっても、天皇は、観念的には「無縁」の存在であったことを指摘している。沖縄民衆には、中国や大和（日本）に対し、沖縄があまりに小さすぎるところから、沖縄人全体が同一の血縁関係にあるという「共同体意識」があり¹¹⁾、その支配者たる国王は、首里に住む実在の人物であり、天皇のような権力の権化的存在とは認識されていなかった。つまり、沖縄民衆にとって、国王は、彼らが日常的に接触している地頭等の為政者の上に位置するコンクリートな存在であり、天皇は、国王の上に位置付けられたアブストラクトな神聖不可侵の存在として、等閑視されたのである。このことを敷衍していえば、天皇の存在は、沖縄民衆にとって、国王の上に位置付けられた「中国皇帝」にも等しかったといえる。つまり、中国皇帝は、琉球との「朝貢－冊封」関係によって、琉球人に極めて有利な経済的恩恵をもたらした宗主国の寛大な君主として認識されており、いきおい、日本の天皇は、中国皇帝同様、至高視と一種の親近感・期待感をもって、沖縄民衆に受容されていたといえる。

このような近代沖縄人の積極的な天皇観に関して、「天皇と人民」との関係性について論じた吉本隆明、及び、津田左右吉の次のような天皇制論が示唆的である。「近代に至るまで、天皇制は、ある場合に直接に政治権力に接触する朝廷であったり、あるいは、直接に政治権力とは関わりのない王家であった。しかし、このいずれの場合も彼らは、不可解な威力を保有してきた。各時代を通

じて、政治権力を掌握した勢力は、権力の護符として、必ずこの王家を担ぎ上げてきたのである。この担ぎ上げ方は、名目的な利用としかいえないやり方からある種の畏怖によると考えた方がいいような形態に至るまで、様々であり得たが、この王家の担ぎ上げ自体を方法として採らなかった政治勢力は、皆無であったといっても過言ではない。西欧的な王概念では、王は、人民より担ぎ上げられる存在であるとともに、引き降ろされる存在でもある。もし、社会的に好事が続発すれば、それは、王の存在が持つ威力の結果であるとされ、王は、益々高みに担ぎ上げられ、逆に、凶事が続発すれば、それは、王に神を宥めるだけの威力がないためであり、王の存在が不吉であるためとされて、殺害される。」(吉本隆明「天皇および天皇制について」)、「六世紀以降、天皇は、自ら政治の局には当たられず、事実上、政権を持っていたのは、蘇我氏なり、藤原氏なり、平氏なり、源氏なり、足利氏なり、豊臣氏なり、徳川氏なりであり、こういう権家の権威は永続せず、次から次へと変わっていったが、それは、一つの権家がある時期になると、その権威を維持することができないような失政をしたからであって、謂わば国政の責任が自ずからそういう権家に帰したことを示すものであり、皇室が永続した一つの理由はここにある。皇室の永続したのは、かかる消極的理由からのみではなく、権家は、いかに権威を得ても、皇室の下における権家としての地位に満足し、それより上に一步をも踏み出すことをしなかった。そこに皇室の精神的権威があり、何人もそれを疑わず、それを動かそうとはしなかった。」(津田左右吉「建国の事情と万世一系の思想」)

翻って、比嘉春潮は、天皇と人民との関係性に関連付けて、「琉球国王と人民」との関係性について、次のように敷衍的に論じている。「日本の皇室は、常に九重雲深き所にあつて、鎌倉があり、北条、藤原、足利、徳川と直接に民に接したのは、幕府の様なものであつた。それで悪政がある時には、幕府を怨んで之を倒した。沖縄でも土地は各

大名に分け与へて、各大名は国王に租税を納める。重税を課されても、人民は大名を怨むばかりで国王を怨まない。そして、時々国王から大名に余り租税を多く取るなど命令する。すると人は、お上はあんな情深いことをおっしゃる、有り難いことだと有難がる。こんなにして、沖縄では王と人民は非常に親しかつた。伊藤公(伊藤博文一筆者註)が憲法を制定した時に外国人の誰かに皇帝の下に幕府の様なものは置けないかと相談したら、其人は、日本の歴史を知らぬから欧米文明国にはそんな例はない、と言ふて止めたさうだ。伊藤公は、先見の明があつたと言ふて宜ろしい。」このような吉本・津田の天皇制理解と比嘉の王制統治の捉え方は、優れて照応的といえ、畢竟するに、宗主国中国の冊封体制下における近世王政統治を経験した近代沖縄人にとって、日本国家の天皇という存在は、観念レヴェルにおいては、積極的に止揚され、かつ、受容されていったといえよう。

3-2. 御真影焼失事件

明治期沖縄における天皇制イデオロギーの受容態度を如実に示す事例として、所謂「御真影焼失事件」がある。「御真影」とは、天皇と皇后の存在を広く、深く国民に刻み込ませ、皇室を尊崇させるために、全国の主要な官立学校に配布された両者の写真である。御真影は、皇民化政策・皇民化教育の推進において、忠君愛国思想の強化・徹底化を図るために神格化され、教育現場において、極めて丁重な奉護を受け、所謂「教育勅語」と並んで、教育全般の中心的・象徴的価値要素として活用され、絶大な作用を及ぼした¹²⁾。沖縄には、廃藩置県前の1873年(明治六年)には、既に藩庁に配布されていたが、琉球処分による混乱時のため、当初、その存在は、さほど強調されてはいなかった。しかし、教育界においては、1887年(明治二十年)、他府県の師範学校等に先んじて、沖縄の尋常師範学校に「御下賜」された。節題の事件は、1910年(明治四十三年)、島尻郡の佐敷尋常小学校で火災が発生し、御真影が焼失、校長

と准訓導が轍になった事件である。「神聖なる御真影」は、建物や人命よりも切要なものとされ、校長が死で償うことを求める新聞記事まで出る事態となった。明治期沖縄における天皇制イデオロギーの即効的、かつ、徹底的な受容と浸透を示す事例であったといえよう¹³⁾。

さて、羽地朝秀等の近世政治家が政策論的に唱導した「日琉同祖論」に見られるように、「大和」(日本)を元来帰属すべき「祖国」(motherland)とする琉球人の国家観・民族観は、琉球処分以前、あるいは、伊波普猷以前から伝統的に脈動していたものであった(拙稿2007a)。つまり、明治期沖縄における天皇制イデオロギーは、上述のような強力な明治絶対主義権力の「皇民化教育」によって強制されていったが、沖縄民衆は、それを受容し、行動原理・生活営為の中に吸収していく歴史的・思想的素地を胚胎していたといえよう。

時代をやや遡って、「御真影」を巡るもう一つの象徴的な挿話がある。阿波根直誠の解説(『沖縄縣史第4巻』、参照)によると、1902年(明治三十五年)、沖縄本島中部中頭郡の諸校に御真影の下賜があった。下賜には、盛大、かつ、厳粛な奉戴式が挙行され、各校校長と各郡郡長、生徒代表等が那覇の県庁へ出向き、知事から御真影を奉戴し、左右前後を警官で固めた行列を成して、各学校へ行進した。途中、行き会った通行人の一人が行列を不思議がって、「アレー何ヤガヤー。(あれは何だろうか。)」と問うのに対し、同伴の一人が「御主加那志^{ウスマガナシ}又御写真ヤンデ。(王様のお写真だよ。)」と答えたのを聞き、「我達子^{ワタチ}ン、拝マシミソーレーヤー。(どうか私の子供にも拝ませてくださいませんか。)」と心の底よりの希望の如く漏らした。この挿話から、沖縄の僻地の平民が既に「御真影」を「王様の写真」として無垢に了解し、崇敬している様子が窺える。畢竟するに、前節に示唆したように、かつての支配者たる琉球国王と皇民化政策を通じて現前化した明治天皇との観念的なアウフヘーベンに明治期沖縄における天

皇制イデオロギーの受容と浸潤の特殊性があるといえよう。

4. 天皇制イデオロギーの発現—河上肇を巡る思想闘争—

4-1. 河上発言と「琉球新報」の河上非難

皇民化政策の過程において、明治期沖縄人、なにかんづく、明治末期沖縄の指導的知識人・言論人が天皇制イデオロギーをどのように受容し、発現したか、ということを考える好事例として、1911年(明治四十四年)に噴出化した思想的事件、通称「河上肇舌禍事件」(あるいは、「河上肇講演事件」)を挙げることができる¹⁵⁾。事件は、地割制度(旧土地制度)研究のため来沖した京都帝国大学の少壮学者で、後にわが国におけるマルクス経済学・マルクス哲学の先駆的泰斗となる河上肇が沖縄県教育界の要請に基付き、「新時代来る」と題して行った一場の講演を発端とする。その中で河上は、社会進化論の観点から人類の進歩を説き起こし、思想文明の変遷、時代の新思潮を講じつつ、さらに、自己の見聞と歴史認識に基づく独自の沖縄観・沖縄人観を要旨次のように表白した。「余が沖縄を観察するに、沖縄は、言語・風俗・習俗・信仰・思想、その他あらゆる点に於て、内地とその歴史を異にするが如し。而して、或は、本県人を以て忠君愛国の思想に乏しという。然れども、それは、決して嘆ず可きにあらず。余は、之なる為に、却つて沖縄人に期待する所多大なると同時に、又、最も興味多く感ずるものなり。」さらに、語を継いで河上は、「今日の如く世界に於て、最も国家心の盛なる日本の一部に於て、国家心の多少薄弱なる地方の存するは、最も興味あることに属す。如何となれば、過去の歴史に就て見るに、時代を支配する偉人は、多く国家的結合の薄弱なるところより生ずるの例にて、基督の猶太(ユダヤ—筆者註)に於ける、釈迦の印度に於ける、何れも亡国が生み出したる千古の偉人にあらずや。」と述べた上で、「仮令本県(沖縄—筆者

註)に忠君愛国の思想は薄弱なりとするも、現今新人物を要する新時代に於ては、本県人士の中より、他日新時代を支配する偉大な豪傑の起こらん事を深く期待し、且つ、之に対して、特に多大な興味を感じずんばあらざるなり。」と結んだ。

この河上発言に対し、首里の旧支配者階級の子弟によって発刊された地元紙「琉球新報」は、「旅行家の本県批評」と題して論説を展開し、要旨次のようにファナティカルな非難攻撃を浴びせた。「本県民を指して忠君愛国の誠に欠けたるを云々し、更には、猶太、印度の亡国民の如くに評下し、去て顧慮するなきに至っては、吾等沖縄県民の身にとりて、面上三斗の啖を吐き懸けられたる如き感あり、甚だ以て聴き捨てならぬ言葉なり。沖縄県民は、この人から再度何等の言を聴く要はない。我等は、沖縄県民にして、日本帝国の地方民なり。非国民的精神を鼓吹する是如き人が我が日本帝国に存在するの必要あるやをさへ論ずるものある。」このような「琉球新報」の激越な河上非難の論調は、天皇制絶対主義を信奉する国家主義的立場、換言すれば、明治政府の沖縄同化政策・皇民化政策に積極的に迎合する事大主義的な立場から成されたものであり、明治末期沖縄における主導的言論人のイデオロギー的性向を如実に示すものといえよう。

翻って、河上肇が講演の中で、自身が方法的に傾倒するマルクス主義的唯物史観を背景に示唆したものは、大逆事件の影響や日清・日露戦争の勝利によって、日本国民に澎湃として台頭・拡大しつつあった天皇制ファシズムを特殊な歴史地理的条件、あるいは、文化的土壌によって、距離化・相対化し得る沖縄人の思想的可能性の啓発であったといえ¹⁶⁾、ゆえに、皇民化政策をジャーナリズムの立場から全面的に左袒・推進してきた「琉球新報」は、河上を「非国民的精神の鼓吹者」として、激しく弾劾したのである¹⁷⁾。

畢竟するに、「琉球新報」の河上肇批判は、河上のイデオロギー的立場、つまり、マルクス主義的な反国家主義とは対極を成す地点に立脚し、沖

縄人が本土他府県人と民族的・文化的に同一・同質であり、沖縄人が天皇制国家に絶対的に帰依する「忠良なる日本帝国臣民」であることを力説強調したものであったといえ、明治期沖縄における皇民化政策の浸透とその結実としての「超国家主義」(ultra-nationalism)的な思潮の台頭を象徴する事例であったといえよう。

4-2. 伊波普成・比嘉春潮の河上擁護

河上肇講演事件を巡る明治末期沖縄言論界の論争には、もう一つの主張があった。伊波普猷の実弟、伊波普成(筆名は月城)が主催する文壇グループの機関紙「沖縄毎日新聞」による河上擁護の主張である。前節に見た「琉球新報」(以下「新報」と略記)の河上非難論説に対し、「新報」の論敵たる那覇の平民派新聞「沖縄毎日新聞」(以下「毎日」と略記)は、「河上先生を送る」と題して、河上擁護のキャンペーンを張った¹⁸⁾。「毎日」は、「新報」の河上非難に対し、「小主観にして小憤激、忠君愛国てふ小なる観念に囚はれて、却りて国家の根本真意を忘却したるものに非らずや。」と論駁し、また、「誤解される程迷惑な者はなく、誤解する程恥かしい事はない。凡ては不徹底な頭脳から来る誤解である。昔から予言者は世に入れられなかった。新人が旧人の誤解を招くのは当然である。ただ読者の歓心を得るために学者の説に刃を向ける愚を恥じるべきだ。我々は、琉球新報記者の頭の中にある忠君愛国家たらんより亡国の民といわれるのを喜ぶ。」等と述べ、「新報」を「愚陋頑迷な一部少数県民」として、その無理解を筆鋒鋭く批判した。その上で、沖縄から半ば放逐される形で、失意の裡に急ぎ離沖した河上肇に対して、「日本の国家主義を破壊する社会主義吹聴と見做して、遂に彼は、国賊的危険人物にされて、殆ど放逐されたる如き迫害を感じつつ、琉球の小天地に容れられず、花の雲明け行く京洛に帰り去った¹⁹⁾。」と同情と惜別の言葉を送りつつ、河上による沖縄人の国家的観念の薄弱性に対する指摘を「忌憚なき発言」であり、むしろ、

「琉球人の箇性（＝個性－筆者註）に光彩を投じたもの」として、逆説的に高く評価した。さらに、このような河上言説擁護論から、沖縄の進むべき方途を「琉球人は、小なる国家的観念より超脱し、忠君愛国てふ狭隘なる家より進みて、真個国家の理想たる世界平和の理想に達せんとするは、天の使命たらずや。」と述べ、これこそが「真に忠君愛国の本旨に渾一徹底したもの」と主張した。

翻って、伊波普猷の高弟で、歴史家の比嘉春潮は、若き日に触れた河上肇講演事件に関して、「聴者の中の白髪頭等に異端視されたに違ひない、併し、数多青年をして、首肯せしめたに違ひない。而して、師範学校・中学校・其他、学校に招聘を受くるを予防したに違ひない。」と冷笑的に感想を述べた上で、「国を挙げて、国家主義を謳歌せる今日の日本帝国に於て、国家主義に心醉しない沖縄を帝国内の一方に見出すことの出来るのは、私の大いに意を強ふする所である。」と事件当時の日録²⁰⁾に記している。また、後の自伝『年月とともに』では、「河上博士の来島は、目に見えないところで大きな影響を残した。何しろ、はじめて社会主義研究の本物が足跡を印したのであるから、ものを読む人間は、大いに刺激された。後で糸満から相当数社会主義青年が出たのもこれと関係があると思われる²¹⁾。」として、河上言説に見る社会主義的な国家論、及び、沖縄論に強い関心を喚起されたことを述懐している²²⁾。以上のような伊波普成、比嘉春潮等の河上擁護の言論に、前節に見た「新報」の硬直化した超保守的な国家主義思潮に対する一種リベラルな国家意識の発現と、近代社会主義的な国民意識を萌芽させた若い明治沖縄インテリの鋭敏な感受性を読み取ることができよう。

5. 結

筆者は、序論において、日本国家を相対化して捉える歴史学的論法として、近代沖縄史への探求から現代日本史を照射することの有効性を示唆し

た。第二章に論じたように、沖縄を日本国の防衛上の前哨線、軍事的要衝とするのは、明治政府の最も緊要な国土戦略であったため、琉球処分に伴う「日本軍隊の沖縄駐留」は強権的に断行されたが、そこから太平洋戦争後の米国による沖縄占領と「七十二年返還」以降の「自衛隊沖縄配備²³⁾」へと史的視座を敷衍すると、近現代日本の軍事防衛政策と沖縄との関係性は明亮に浮かび上がり、そこに国家力学の近現代百年史に渡る歴史的貫流を看取し得る。

つまり、日本政府にとって、当初から琉球問題に対する関心は、沖縄の重要な軍事上の戦略的位置としての価値であり、それは、近代天皇制、つまり、天皇を中心とする帝国主義体制の確立・強化の中での沖縄政策として位置付けられていった。このことは、今次大戦後、サンフランシスコ平和条約の締結・批准において、沖縄を米国に切り売りし、沖縄を担保に日本本土が軍事占領から解放されたという事実にも象徴されている。つまり、このような沖縄に対する植民地主義的な利用主義は、大戦後、俄かに現出したものではなく、琉球処分に見られるように、近代天皇制国家誕生の当初から日本国家が胚胎していたものであった。

畢竟するに、明治初期の琉球処分を経た近代沖縄史の展開は、天皇制の国家力学の展開であり、本論で取り上げた河上事件等の思想的事件は、沖縄社会内部における近代天皇制の思想的噴出であったといえる。このように、我々は、近現代沖縄史を成す諸事象に天皇制国家の支配・権力構造とその帰結としての天皇制イデオロギーの諸相を見ることが出来るのである。

(了)

注

- 1) 三島由紀夫は、『文化防衛論』（1969）の中で、丸山眞男の当該論文について、「天皇制国家へのルサンチマン」と評した上で、「氏が否定精神によって、かくも透徹的に描破した無類の機構（戦前の天皇制支配機構－筆者註）は、敗戦による政治的変革

- 下に完全に破壊されたように見えた。」と論じている。
- 2) 日本の歴史学における時代区分では、概ね安土桃山・江戸時代を「近世」、明治維新から第二次大戦終結までを「近代」、第二次大戦後を「現代」とする理解が一般的である。
 - 3) 近世琉球は、1609年（慶長14年）の「薩摩侵入」以来、中国（明・清）の保護下に「王国」としての主権性を維持しつつ、薩摩の配下に徳川幕藩体制の構成員を成す日中への二重従属（両属）状態にあった。1871年（明治四年）に「廃藩置県」を断行した明治新政府は、当初、琉球を薩摩藩の配下から鹿児島県の管轄下に移し変えただけであったため、明治初期の琉球は、依然、日中両属状態が続いていたのである。
 - 4) ロバート・エスキルドセン（Robert Eskildsen）は、「日本帝国主義は、日清戦争以降にはじまったとの解釈に合意する歴史家が多いが、明治七年の台湾出兵は、このコンセンサスに疑問を起す事件である。」として、台湾事件をもって、初期日本帝国主義の嚆矢とする見解を示している。
 - 5) 遠山茂樹（1957、1992）によると、西郷隆盛等の主張する征韓論は、保守派不平士族の反政府的動向を外へ逸らすという対内政略から出た侵略政策であり、征台論は、征韓派が反政府派に転ずるのを阻止しようとする内政上の政略から起こされたものであった。
 - 6) 1874年（明治七年）、琉球藩は、外務省の所管から内務省に移管され、琉球問題の解決は、内務大臣・大久保利通の手に委ねられていた。
 - 7) また、太政大臣・三条実美名の示達により、郵便船の下賜と宮古島民遭難事件の被害者・遺族に対する救済米の支給も断行した。
 - 8) 台湾事件から琉球処分に至る流れについて補説すると、一連の台湾事件によって、中国（清国）の軟弱な国力を看破した明治政府は、1875年（明治八年）、琉球藩に清国との関係断絶を厳命、これに対し清国側は、1878年（明治十一年）、日清修好条規を盾に抗議したが、最早これをネグレクトした
- 明治政府は、翌1879年（明治十二年）、「琉球藩」を廃して、強行的に日本帝国を構成する一県、「沖縄県」としたのである。
- 9) 東洋史学者の西嶋定生氏が提起した「東アジア冊封体制論」によると、「冊封体制」自体は元来、中国王朝の国内秩序であり、皇帝と官僚との間に形成された君臣秩序関係を差す。それが外延的に援用され、中国王朝と周辺諸国との支配・被支配的な親善関係を成す国際秩序として現出したのである（拙稿2007b）。
 - 10) 1871年に日本本土で廃藩置県が行われた後も、領民が領主に服従するという旧弊的な地方的・封建的關係性が薩摩にのみ残されたため、薩摩は、琉球王国を属国と見なすことをやめなかった。したがって、明治初期における琉球の国際的地位は、鹿児島県の管轄下に置かれつつ、中国（清国）にも属するという国籍不明の極めて曖昧なものであった。
 - 11) この点に関しては、拙稿（2007b）に詳しい。
 - 12) カーは、「御真影」と「教育勅語」に関して、次のように論じている。「御真影は、単なる写真としてではなく、念入りの儀式を以って出し入れされる半神格化したものとして取り扱われ、地域における挙国一致の象徴となった。以来、北海道の果てから亜熱帯の八重山に至る日本全国の学生は、奉公という共通の理想に基づく一定の教養を身に付けるために、全国一様の教育を受けることを期待された。この精神は、1890年（明治二十三年）に下賜された教育勅語に要約されている。この記憶さるべき事柄が日本統治における代議政治の試金石としての帝国議会の発会と時を同じくしたことは、決して偶然ではない。」
 - 13) 因みに、小説家・久米正雄の父、由太郎は、長野県上田市の小学校校長であり、小学校の火災による御真影焼失の責任を取り、割腹自殺している。
 - 14) 「ウスガナシー」（御主加那志）とは、「国王」に対する最高級の尊称を表す琉球語である。
 - 15) 「河上肇と沖縄」について考察言及した先行研究は少なくない。本論では、河上事件の経過と意義に

関して、住谷一彦『日本の意識 思想における人間の研究』、仲程昌徳『伊波月城 琉球の文芸復興を夢みた熱情家』、森田俊男『森田俊男教育論集第1巻』等を参照した。

- 16) 河上は、来沖直前に発表した論文「日本独特の国家主義」(1911)において、「日本人にとりて、最上最高最大の権威を有する者は国家にして、国家以上に権威を有する者あるべしとは彼等の決して想像し能はざる所なり。故に学者は其の真理を国家に犠牲にし、(中略)是れ即ち日本に大思想家出でず、大宗教家出でざる所以なり。(後略)」と述べ、既に「日本国家主義」に対して距離を置く自らの批判的立場を示唆していた。
- 17) 因みに、柳田國男は、河上事件に関して、「琉球の人自身は、あくまでわれわれ日本人の一部であると主張していたし、事実またそのわけであるから、河上君の話はどうも沖縄人固有の気持ちに水を差すような結果になった。」と述懐している。
- 18) 「毎日」は、一部の論説では「新報」同様、河上発言を論難しているが、伊波普成は、河上に極めて同情的な論を展開した。本文中の河上擁護の言説は、無記名ながら、主筆の伊波普成の手に成るものと仲程昌徳等に推測されている。
- 19) 因みに、立花隆『天皇と東大 上 大日本帝国の生と死』には、後に河上肇が「筆禍」事件で京都帝大を去ったことが克明に描かれてい、本論との比較において興味深い。
- 20) 比嘉春潮「大洋子の日録」(『比嘉春潮全集』第五巻、参照)
- 21) ここでいう糸満の社会主義青年とは、大正の社会主義高揚期に、城田徳隆や宮城不泣等、糸満を本拠とするアナーキストたちが出たことを差していると見られる。
- 22) 因みに、比嘉の自伝「年月とともに」には、河上肇講演事件を契機として、社会主義への関心を掻き立てられた彼が社会主義思想の研究グループを作り、後に、堺利彦との交流から、1920年(大正九年)に堺・山川均・大杉栄・徳田球一等が結成した日本初の社会主義者の統一組織「日本社会主

義同盟」に参加したことが記されている。

- 23) 沖縄への自衛隊配備は、1971年(昭和46年)に開かれた日米安全保障協議委員会で取り決められ、「それまで米軍が行っていた沖縄周辺の防衛任務を自衛隊が引き継ぐ」というものであったが、反戦・反基地感情の高まりから配備に反対する沖縄住民を法的に縛った上での強引な移駐であった。(『沖縄を知る事典』、日外アソシエーツ、参照)

参考文献

- 安良城盛昭, 1989, 『天皇・天皇制・百姓・沖縄: 社会構成史研究よりみた社会史研究批判』吉川弘文館。
- ロバート・エスキルドセン, 2001, 「明治七年台湾出兵の植民地的側面」『明治維新とアジア』吉川弘文館。
- 比嘉春潮, 1971, 『比嘉春潮全集第一巻』沖縄タイムス社。
- 比嘉春潮, 1971, 『比嘉春潮全集第五巻』沖縄タイムス社。
- 比嘉春潮, 1982, 「年月とともに」『日本人の自伝14』平凡社。
- 今井修編, 2006, 『津田左右吉歴史論集』岩波書店。
- 河上肇, 1977, 「日本独特の国家主義」『河上肇集』筑摩書房。
- Kerr, George. H, 1956, *Ryukyu: Kingdom and province before 1945* (=野崎氏を中心とする琉球大学関係者訳『琉球の歴史』琉球列島米国民政府)。
- 丸山眞男, 1995, 「超国家主義の論理と心理」『丸山眞男集第三巻』岩波書店。
- 三島由紀夫, 1969, 『文化防衛論』新潮社。
- 宮城栄昌, 1975, 「沖縄人と天皇制」『新沖縄文学』沖縄タイムス社。
- 森田俊男, 1976, 『森田俊男教育論集 第1巻』民衆社。
- 仲程昌徳, 1988, 『伊波月城 琉球の文芸復興を夢みた熱情家』リポート。

- 沖縄県教育委員会編，1989，『沖縄縣史第1巻通史』国書刊行会。
- 沖縄県教育委員会編，1989，『沖縄縣史第2巻各論編1政治』国書刊行会。
- 沖縄県教育委員会編，1989，『沖縄縣史第4巻各論編3教育』国書刊行会。
- 沖縄県教育委員会編，1989，『沖縄縣史第19巻資料編9新聞集成社会文化』国書刊行会。
- 住谷一彦，1994，『日本の意識 思想における人間の研究』岩波書店。
- 立花隆，2005，『天皇と東大 上 大日本帝国の生と死』文藝春秋。
- 田中彰，1979，『近代天皇制への道程』吉川弘文館。
- 遠山茂樹，1957，「明治初年の琉球問題」『歴史評論』民主主義科学者協会。
- 遠山茂樹，1992，「日本近代史における沖縄の位置」『遠山茂樹著作集第四巻』岩波書店。
- 上間創一郎，2007a，「近代わが国の同化主義と沖縄の民族思想—「沖縄学」に関する社会史的考察」『応用社会学研究』立教大学社会学部。
- 上間創一郎，2007b，「沖縄の民族思想とホスピタリティ」『社会学研究科年報』立教大学大学院社会学研究科。
- 柳田國男，1997，「故郷七十年」『柳田國男全集21』筑摩書房。
- 吉本隆明，1989，『全天皇制・宗教論集成』春秋社。

(付記) 本論は，全面的に『沖縄縣史』各巻を典拠とした。また，本稿執筆にあたり，笠原清志教授，立花隆教授から多くのご教示をいただいた。特筆して学恩に感謝申し上げたい。